

## 論点に対する回答

分野	消防の設備等に関する基準の公開・統一
省庁名	総務省（行政管理局）
<p>事業者が消防設備の設置、危険物の製造所の設置等に関し、所轄消防署と消防折衝を行う際に、政令、条例の他、地方公共団体の行政指導指針に則り指導されることがあるが、行政指導指針が公開されていない地方公共団体が多々あり、事前に確認できないことから設計の変更が発生するなど非効率な状態となっている。</p> <p>以上を踏まえ、次の論点についてご回答いただきたい。</p>	
<p><b>【論点】</b> 所要の法令上の措置について</p> <p>行政手続法第 3 条第 3 項の規定により、地方公共団体の行政指導については、同法 36 条の行政指導指針の公表義務の適用外となっているものの、国民の生命、身体及び財産を火災から保護する等のための事業者の事業活動の円滑化や利便性の向上の観点から消防庁において行政指導指針の公開を原則とするといった所要の個別法令上の措置等を講じることとも考えられると思われるが、その可否について、行政手続法を所管している総務省のお考えをご教示いただきたい。</p>	
<p><b>【回答】</b></p> <p>地方公共団体が行う行政指導等については、地方自治への配慮の観点から、一般法たる行政手続法に定める手続を適用することを避け、地方公共団体において本法の趣旨にのっとり必要な措置を講ずるよう努めることとしております。</p> <p>個別法令でどのような所要の措置を講ずることができるか否かについては、一般法たる行政手続法の所管の立場でお答えできるものではなく、関係する政策・施策を所管する部局において判断すべきものと承知しております。</p>	